

## かわぐち市民パートナーステーション公式 SNS に関する運用方針

### (目的)

1 市民のボランティアに対する関心を深めるために、かわぐち市民パートナーステーション公式 SNS を活用した情報発信を行う。

### 2 公式 SNS の種類

#### (1) facebook

### 3 発信主体及び管理者

(1) 公式 SNS を活用した情報発信の発信主体は、協働推進課とする。

(2) 管理者は、協働推進課長とする。

### 4 発信する情報

発信する内容は、協働推進課の事業に関するものとする。

### 5 運用方法

公式 SNS では、情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー等は原則として行わない。ただし、政府機関、地方公共団体等の発信する関連情報については、利用者の利便に供する情報と判断した場合は必要に応じてフォロー等を行う場合がある。

### 6 利用者による書き込みの削除等

次に各号掲げるコメントを禁止し、管理者がこれらに該当するものと認められた場合は、利用者に対し断りなく、コメントの全部又は一部を削除する。なお、管理者において削除できない場合は、SNS 運営会社に要請するなど削除に必要な手段を講じるものとする。

(1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容

(2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷又は排斥するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの

(5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

(6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの

(7) 公序良俗に反するもの

(8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

(9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの

(10) 有害なプログラム等

(11) 他の利用者、第三者になりすますもの

(12) 暴力又はわいせつな表現などを含む不適切なもの

- (13) 国内世論が大きく分かれているもの
- (14) 市の発信する内容に関係のないもの
- (15) その他、管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 7 個人情報の取扱い

- (1) コメントの投稿などにより、公開される個人情報等については、利用者が SNS の定める利用規約に基づいて公開を承認したものとみなす。
- (2) 本市は、公式 SNS へ投稿された記事に対し、コメントをした利用者のアクティビティを監視または収集は行わない

## 8 知的財産

公式 SNS に掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、本市または原作者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。なお、引用する場合は、引用元を明らかにすること。

## 8 免責事項

- (1) 本市は、利用者が公式 SNS の掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 本市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (3) 前2号に掲げるものの他、本市は公式 SNS に関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (4) 本市は、公式 SNS のサービス提供者ならびに第三者から提供されるソフトウェアやアプリケーションの機能、利用方法、技術的な質問などに関しても、一切回答しない。

## 9 運用方針の周知・変更等

この運用方針の内容は本市ホームページに掲載する。また、この運用方針は必要に応じて事前に告知なく変更する場合がある。

## 10 適用

この運用方針は、令和元年7月1日から適用する。